

令和8年度 事業計画

事業年度 令和8(2026)年4月1日 ~ 令和9(2027)年3月31日



社会福祉法人 平和の聖母

Our Lady of Peace Social Welfare Corporation

令和8年度 社会福祉法人平和の聖母 事業計画

I. 法人理念および基本方針

1. 法人理念

かけがえのない尊厳ある人が集い、共に安らかに暮らし、共に学び成長し、共に働き喜び、聖母マリアのようにカトリックの愛の精神に根ざした社会福祉の開花を目指します。

2. 基本方針

1. 私たちは、一人ひとりの可能性と持てる力に応じた暮らしを支援し、家庭生活と社会生活のあらゆる面への参画に共にチャレンジします。
2. 私たちは、人と人との交わりや助け合いを通して、自己と他者が共に成長していく社会福祉の仕事に誇りを持ち、感謝します。
3. 私たちは、より効果的で人道的な経営を探求し、地域福祉を展開することで、広く共通善に貢献します。

3. 平和の聖母の祈り

わたしたち法人の名前をいただいた平和の聖母
人と人との平和を目指し
わたしたちがつねに
苦しむ方々、悲しむ方々、社会的に弱い立場の方々に心を合わせ
平和のために奉仕することができますように
また、わたしたち自身も
弱さのうちに生きる者であり、平和の聖母のご保護のうちに
歩み続けていくことができますように

II. 令和8年度事業計画における計画策定の背景と目的

政府は、介護保険サービスを行う事業者に支払う「介護報酬」を2.03%、障がい者向けサービスを行う事業者への「障がい福祉サービス等報酬」を1.84%、それぞれ2026年度の臨時改定において引き上げる方針を固めた。両報酬は原則として3年に一度改定されるが、長引く物価上昇や他産業の賃金上昇を踏まえ、職員の処遇改善に係る部分について前倒しで引き上げが実施されることとなった。報酬改定は2026年（令和8年）6月に行われ、食費高騰への対応分も含まれる予定である。あわせて社会保険料の改定も予定されており、協会けんぽの健康保険料率は現行10.31%から令和8年3月分より10.11%に引き下げられる一方、介護保険料率は1.59%から1.62%に引き上げられる。また、令和8年4月分からは新たに「子ども・子育て支援金率」0.23%が加わり、全体としては実質的な負担増となる。福岡県においても最低賃金が過去最大の65円引き上げられ、政府は2030年までに全国平均1,500円の実現を目標として掲げている。これは、今後10年間、毎年50円ずつの引き上げを継続する計算である。言うまでもなく、多くの社会福祉法人は最低賃金を上回る水準の賃金を支払っているが、最低賃金の上昇は本法人においても賃金体系の見直しを迫る要因となっている。一方で、より高い処遇を求めて他産業へ人材が流出する懸念もあり、こうした人材流出を防ぎ、安定したサービス提供を継続するためには、さらなる賃上げや処遇改善の取組が不可欠である。福祉サービスの収入は公定価格により決定されており、法人経営において最も重要な課題である人材確保のためにも、引き続き計画的かつ持続的な処遇改善を実践していく必要がある。以上の社会的・経済的動向を踏まえ、本年度の事業計画を以下のとおりとする。

III. 令和8年度事業計画における重点項目

1. 障がいを持つ方とシニア世代が活躍できる職場環境および職員のさらなる処遇改善

現在、福祉・介護人材の不足は喫緊の課題である。本法人は、カトリックの理念に基づく社会福祉法人として、ダイバーシティ（多様性）および人間の尊厳を重視した福音的配慮の実践に取り組んでいる。その一環として、障がいを有する者やエルダー世代の積極的な雇用を推進し、人材派遣や人材紹介に過度に依存しない自立的な経営体制の確立に取り組んでいる。2026年（令和8年）7月には、障がい者の法定雇用率が2.5%から2.7%へ引き上げられる予定であるが、本法人においては、この基準を上回る5.4%以上を具体的な目標として設定する。併せて、エルダー世代については、定年後もそのキャリアと経験を活かし、熟練したケアの技術と精神を次世代へ伝承するメンターとして活躍できるよう支援する。これらの取組を通じて、年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての職員が持続的なキャリアを形成できる職場環境の実現を図るものである。さらに、介護分野および障がい分野の処遇改善加算、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業、ならびに障がい福祉従業者処遇改善緊急支援事業を活用し、これらの取組を一過性の施策にとどめることなく、全職員が安心して働き続けられる職場づくりを推進する。

2. 障がい者相談支援事業および訪問看護事業の設置検討

地域における障がい者支援ニーズの多様化・高度化を踏まえ、ウェルフェアマリアで実施している相談支援事業を、メゾンマリアにおいて新たに指定を受けることを検討する。居宅介護事業との連携により、障がいのある方や家族に寄り添った切れ目のない支援体制を構築する。併せて、地域で需要が高まっている訪問看護事業の新設を検討する。当事業は、医療と介護をつなぐ役割を担い、病気や障がいがあっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる支援を目的とする。全国的に事業所数は増加傾向にあり、当法人においても障がい・高齢・児童分野を通じて医療的支援の必要性を強く実感している。市内でも既に80事業所を超え競争環境にあるが、これまでの信頼と実績に基づき、法人内外から設置を望む声が寄せられている。人員確保や収支の不透明さは課題であるが、法改正による配置基準緩和により、既存の看護師を活用した兼務配置で対応可能と見込まれる。柔軟な人員運用により、大幅な支出増には至らない見通しである。これらの取り組みは、カトリックの理念のもと、地域に寄り添う社会資源として、当法人のさらなる発展と独自性のある事業展開に寄与するものである。

3. 日本カトリック障がい者連絡協議会福岡全国大会に向けての準備

1981年（昭和56年）の「国際障がい者年」に際し、ローマ教皇ヨハネ・パウロ二世が訪日されたことを契機として、全国のカトリック教会において障がい者の信仰と社会参加の意識が大きく高まった。この流れを受け、1982年（昭和57年）7月、カトリック教会に所属する障がい者を中心に、各地のカトリック障がい者団体および有志が結集し、相互の連帯と交流を深めるとともに、社会の福音化を推進することを目的として、「日本カトリック障がい者連絡協議会」（略称：カ障連）が正式に発足したものである。以来、同協議会は、祈りと奉仕の精神に基づく活動を通じて、障がいのある人々が教会共同体の一員として尊重され、社会の中で自らの使命を果たすための環境づくりを進めてきた。また、全国各地での大会や交流会を重ねることにより、当事者同士の理解と支え合いを広げ、教会内外における包摂と共生の理念を発信してきたところである。これらの活動の一環として、2029年（令和11年）には福岡教区において全国大会が開催される予定であり、当地域としても重要な節目を迎えることとなる。これに先立ち、カトリック山鹿教会の障がい当事者グループ「アルバの会」と連携し、開催に向けて準備を進めていく計画としている。本年度においては、関連情報の収集およびネットワーク形成を目的として、名古屋で開催される全国大会に役職員を派遣する予定である。併せて、福岡大会に向け、聖マリアグループとも連携を進める。

IV. 各事業における重点項目

1. 障がい者支援施設ウエルフェアマリア

政府は今年度末までに、施設入所者数を令和4年度末比で5%以上削減し、地域生活への移行率6%以上を達成する目標を掲げている。これに伴い、障がい者支援施設における地域移行および日中活動に関する施策は大きな転換期を迎えており、入所施設に対して「地域移行等の意向確認」の実施が義務化された。当施設もすべての入所者を対象に、地域生活への移行や施設外サービスの利用希望を定期的に確認し、本人の意思を尊重した支援体制を整備するものである。そのため、意向確認の手順および担当者の明確化、結果の個別支援計画への反映を含む指針を策定し、着実な実施を図る。さらに、地域移行を促進するため、「昼夜一貫」型の支援から地域資源を活用した「昼夜分離」型への転換を推進し、入所者が日中に外部の生活介護や就労支援サービスを利用できるよう動機づけ支援に取り組む。当施設は、これらの方針に基づき、地域移行に関する意向確認および支援の実施に係る基本的な考え方と具体的な取組方法を指針として定め、地域共生社会の実現に寄与するものである。

それらを踏まえ、利用者一人ひとりの尊厳を最優先課題として掲げ、全職員が言葉遣いや態度をはじめ、あらゆる場面で敬意をもって行動する体制を徹底するものである。また、高齢化・重度化・多様化する利用者ニーズに的確に対応するため、職員の研鑽および最新の支援ツールの活用を推進し、柔軟かつ迅速な支援体制を整備する。生産活動においては品質と納期を堅守し、信頼される事業運営を通じて利用者の社会参加と成長を促進する。さらに、日常生活支援の質を高め、利用者の意思を尊重した自己決定の機会を拡充し、満足度の向上を図る。地域活動にも積極的に参画し、地域社会との連携を強化することで、地域に開かれた事業所として共に発展することを目指す。加えて、利用者の地域生活への意向確認と意思決定を支援するとともに、職員の育成および職場環境の向上を推進し、質の高いサービス提供に努める。最後に、虐待防止を組織運営の中核に据え、全職員が高い倫理観と責任感をもって業務にあたり、利用者の安全と安心の確保に万全を期するものである。

2. ケアハウスメゾンマリア

軽費老人ホームの運営については、半数近くの施設が赤字経営となっている。近年の物価高騰や修繕費用が要因として挙げられるが、他種別の施設、いわゆる民間の有料老人ホーム等の台頭によって、入居者の確保＝稼働率の低下となり、基本的な収入が確保できていないこともその一つとなっている。当施設においては、ほぼ満室で運営できており、比較的安定した稼働状況となっているが、これらを維持する上でも新規入居者（待機者）の確保には注力する必要がある。また、当施設が加入する福岡県老人福祉施設協議会では、今期より県内の各施設の経営実態の調査結果をもとに、物価高騰に見合った事務費（補助金）の増額を所管の自治体へ働きかける予定となっている。他県ではこのような働きかけにより、実際に増額した例もあるため、情報共有の点からも積極的に参画する。

当施設は自立した方が対象であり、柔軟な対応を推進する中で、要介護認定を受ける方も増加傾向にある。それにより、個々の心身機能の差も著しくなっているため、適切な支援内容を随時検討することとし、その一つとして、安全面に配慮した浴室設備の改修を計画すると共に、浴室使用のルールを検討する。また、相次ぐ修繕関係では、居室関係の劣化が増加傾向にある。居室数も多いため、内容によっては一括での修繕等も検討し、機器関係と合わせて優先順位を定め計画的に実施する。地域活動については、既存の活動と並行して併設事業からも地域のニーズを吸い上げることで、社会資源としての機能の拡充を図る。

3. デイサービスセンターメゾンマリア

本事業は福祉事業の中でも、比較的収支状況は安定していると言われてきたが、同一圏域では人員不足や利用者数の減少によって、規模縮小や閉鎖も増加傾向にある。加えて、介護保険給付の対象者見直しによって、要支援者に続き軽度者（要介護1程度）も市町村事業へ移行することも今後考えられる。そのような中、当事業所においては、人員面では安定しているため、これまで未算定であった既存加算の取得を視野に入れ、前期と同水準の実績を目指す。そのためにも、効率的な営業活動のもと、軽度者から重度者まで柔軟な受け入れを継続し、サービスの充実化に向けた利用者への聞き取りの頻度を増やすことで、事業所全体での運営意識向上を図る。また、デジタル化の推進として、前期末に導入した記録システムを定着させることで業務の簡素化を図り、利用者への直接的なサービス提供に時間を充てる。

今期は指定更新の該当年度となっている。特に直近の法改正では、各項目が複雑化しており、臨時の報酬改定も控えているため、全体を確実に網羅した上で計画的に対応する。設備面では、併設するケアハウスと同様に劣化が進んでおり、修繕等の機会も増加傾向にある。特に入浴設備については、サービスの根幹部分であり費用も高額なため、迅速に対応できるような状態に注意を払うと共に、年度内での修繕も検討する。

4. メゾンマリアホームヘルプサービス（訪問介護・障がい福祉サービス）

本事業は在宅生活を支える上で最も不可欠なサービスであるが、その一方で2024年の報酬改定の影響により、近隣では閉鎖縮小が一層進んでおり、依然マイナスイメージも根強い。人員面が最たる課題となっているため、継続して職員補充に注力する必要がある。ただし、あらゆる産業が人材不足の中、容易ではないため待遇面や柔軟な働き方等を前面に、様々な媒体や繋がりを活用した発信と共に、併設事業からの柔軟な兼務も視野に入れる。合わせて、介護保険サービスと障がい福祉サービスのバランスを加味した上で、多様なケースを受け入れることで、効率的に新規利用者を獲得し事業継続を図る。

障がい福祉サービス分野では、前期に記録システムの助成金を申請したが不採択となったため、今期も再申請し導入を図る。加えて、対応件数も介護保険と同程度となっており、その対象者も多様化していることから、一体的なサービス体制の確保を目的に相談支援専門員の配置を検討する。人員については、サービス提供責任者1名を想定しており、時期や事業所の形態等の方向性については随時検討する。受託して2年目となる家事育児訪問支援事業では、依頼ケースの増加に伴い、対応方法も専門性が増しているため、各機関が開催する研修会や情報交換への参加を推進する。

5. メゾンマリアケアサポート

今期の介護報酬の臨時改定では、介護支援専門員が処遇改善加算の対象に含まれることとなる。人材不足が深刻化する中、特に介護支援専門員については、確保および定着が積年の課題となっている。改正によって、より公平な改善が見込めるため、これを機に現状の体制から安定した人員体制を確保したい。また、地域高齢者の生活環境やニーズが多様化する中、幅広い社会資源の把握を始め、情報収集と分析が求められる。近年、推奨されている適切なケアマネジメント手法は、個々の心身状態や生活環境を根拠に基づいて整理することが求められる。これまで積み上げた経験のもと、この手法を活用することでより質の高いケアマネジメントの提供に繋げる。

ケアマネジメントの自己負担導入に関する具体的な検討が進み、所得状況に応じて対象者を限定する方向性が示されている。その一方で、利用控えや相談抑制による状態悪化や重度化への懸念もあるが、段階的導入が想定されるため、その動向と利用者への影響を注視する必要がある。また、併設施設のケアハウスにおいては、入居者へのサービス調整依頼が増加しており、要介護状態へ移行するケースが多く、大半の入居者がケアハウスでの生活を強く希望していることから、他の併設事業とも連携しながら対応する。

6. グループホームメゾンマリア

認知症ケアを専門とする当施設は、開設から10年以上経過し、外部評価を始め対外的にも一定の評価を得ている。特に終末期ケアにおいては、手探りの中でも本人や家族へ寄り添い、その方らしい最期に向けたケアを実践している。その上で、今期は認知症関連の研修参加を促進し、研修項目についても種別を拡充することで、日常から終末期ケアに関する更なるスキルアップに繋げる。また、研修の修了状況によっては、新たに加算の算定要件にも該当するため、その点も留意しておく。

事業運営では、前年と同程度の数値を目標とするが、依然続く物価高騰によって容易ではない状況となっている。そのため、開設から価格を維持している食費について、他種別の施設サービスの状況を鑑みながら、入居者の負担増も視野に入れる。ただし、金額等については法人運営管理委員会等にて検討する。併設事業と同様に、施設内の修繕部分も増加傾向にあるため、収支面も注視した上で計画的に取り組む必要がある。

職員処遇の面では各改定の内容に準じて対応すると共に、日常的な身体介護による、特に腰痛の発生にも考慮する必要がある。多様な機器や技術を活用した抱えない介護が推進されていることから、予防策を講じる必要があるため、前期からの継続となるが助成金を活用しての入浴機器の導入を検討する。地域との関わりでは、継続して自治体へ加入することで、地域イベント等を始めとした地域交流を積極的に図る。常に開かれた施設として、実習やボランティアも積極的に受け入れ、客観的な視点の把握に繋げる。

V. 役員・評議員(令和8年4月1日現在)

◇理事／定数6名 現員：6名 任期(自)令和7年6月27日(至)令和9年6月定時評議員会

区分	氏名	初回就任日	主な現職等
理事長	井手 信	平成16年7月17日	社会福祉法人平和の聖母理事長
理事	泉 賢祐	令和7年6月27日	聖マリア研究センター医療プラクティス研究ユニット長
理事	岩崎充孝	平成21年4月1日	NPO法人岡田武彦記念館秋月書院關雎學舎専務理事
理事	坂西信平	令和6年3月26日	坂西内科・小児科医院医師
理事	下川雅文	平成27年6月1日	ウエルフェアマリア施設長
理事	宮原良治	令和5年6月23日	カトリック福岡司教区名誉司教

◇監事／定数2名 現員：2名 任期(自)令和7年6月27日(至)令和9年6月定時評議員会

区分	氏名	初回就任日	主な現職等
監事	泉 道廣	令和6年3月26日	元福岡県監査指導監
監事	中島俊則	令和5年6月23日	社会福祉法人聖嬰会理事長

◇評議員／定数7～9名 現員：7名 任期(自)令和7年6月27日(至)令和11年6月定時評議員会

区分	氏名	初回就任日	主な現職等
評議員	石井和弘	平成24年4月1日	学校法人聖マリア学院法人本部事務局長
評議員	川嶋ハルミ	平成21年4月1日	久留米市金丸校区社会福祉協議会相談役
評議員	重石 悟	令和7年6月27日	久留米市社会福祉協議会常務理事
評議員	寺浜亮司	平成25年5月16日	吉塚・南粕屋カトリック教会主任司祭
評議員	平田牧男	令和6年2月7日	社会福祉法人慈愛会理事長
評議員	松下 航	平成29年4月1日	相談支援事業所風と虹主任相談支援専門員
評議員	渡辺 透	平成13年5月16日	元聖マリア病院職員

VI. 法人運営

1. 理事会の開催

実施月	議案等	備考
6月11日	第1回理事会 事業報告・決算・第一次補正予算	
11月	第2回理事会 第二次補正予算	
3月	第3回理事会 第三次補正予算・事業計画・予算	

2. 評議員会の開催

実施月	議案等	備考
6月26日	定時評議員会 事業報告・決算・第一次補正予算	
11月	第1回臨時評議員会 第二次補正予算	
3月	第2回臨時評議員会 第三次補正予算・事業計画・予算	

3. 監事監査

実施月	内 容	開催地	出席者
6月2日	令和7年度決算に係る監事監査	メゾンマリア	監事

4. 第三者委員への苦情解決に関する報告会および虐待防止に関する専門家の意見

実施月	内 容	開催地	出席者
2月	第三者委員からの意見・助言	メゾンマリア	第三者委員

5. 法人運営管理委員会

実施月	内 容	開催地	出席者
毎月	法人運営管理委員会	メゾンマリア	運営管理委員

6. その他法人運営に関する事項

実施月	内 容	場 所	備 考
—	社会福祉法人等指導監査	法人本部	久留米市
—	障がい者総合支援法の規定に基づく運営指導	ウェルフェアマリア	久留米市
—	老人福祉施設等指導監査	メゾンマリア	久留米市

VII. 地域貢献活動

実施月	内 容	対 象	開催地
毎月	iサイクル (ペットボトルキャップ支援)	福岡県内	津福本町
適宜	ふくおかライフレスキュー事業	地域住民	久留米市
適宜	災害ボランティア被災地支援	地域住民	被災地
適宜	各種地域行事への協力	地域住民	久留米市
毎月	メゾンマリアキッズクラブ	小学生	津福本町
隔月	ゆうゆうサロン	地域高齢者	津福本町
—	学習支援	小学生・地域住民	津福本町
—	メゾンマリアサロン	入居者・地域住民	津福本町
毎月	くるめクリーンパートナー	地域住民	津福本町
毎月	くるめクリーンパートナー	地域住民	上津町
毎月	地域清掃活動	地域住民	上津町
通年	障がい者雇用の促進	手帳保持者	法人全体